

## コロナに負けるな！浅口市地域応援食事券取扱加盟店募集要項

令和 2 年 6 月  
浅 口 市

### 1. 発行目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的負担を負った子育て世帯を支援するとともに、市民への自粛要請等により売上が減少した飲食業における消費を喚起・下支えするため、子育て世帯への食事券を発行する。

### 2. 事業概要

- (1) 発行元 浅口市
- (2) 食事券名称 コロナに負けるな！浅口市地域応援食事券（以下「食事券」という。）
- (3) 交付対象者 市内在住の0歳から18歳未満の子どもを持つ世帯主
- (4) 交付金額 対象の子ども1人あたり食事券5,000円分（額面1,000円×5枚）
- (5) 発行総額 約2,500万円【見込み】（対象の子ども5,000人分）
- (6) 使用期間 令和2年8月1日（土）から令和2年12月31日（木）まで
- (7) 食事券の使用対象

食事券は、店内での飲食、持ち帰り飲食（テイクアウト、移動販売等）や配達飲食（仕出し、弁当、給食・配食等）に使用できるものとし、飲食以外には使用できないものとします。

### 3. 特定事業者の登録資格

浅口市内に店舗、事業所等を有する事業所のうち、主に飲食物の提供により営業している飲食業者に限り食事券を取り扱うことができるものとします。

※ここで言う「飲食業者」とは、主に自社・自店舗において調理、加工した飲食物を提供する飲食業のことであり、他事業者が調理・加工したものを仕入れ・販売する、いわゆる小売業は含まないものとします。

#### ◎登録資格を有する事業所例

レストラン、うどん、そば、ラーメン、焼肉、寿し、居酒屋、割烹、日本料理、西洋料理、中華料理、パン屋、惣菜屋、弁当屋、仕出し、和洋菓子製造販売業（いずれも自社・自店で調理・加工・製造等のうえ、飲食物を販売することが条件）

#### ◎登録資格のない事業所例

スーパー、コンビニエンスストア、小売業、サービス業、鮮魚・精肉業等

ただし、登録資格を有する事業者であっても、次の(1)から(3)に該当する事業者は

除きます。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) その他市長が不相当と認める事業者

#### 4. 食事券の取り扱いについて

##### (1) 遵守事項

- ア 食事券は店内での飲食、持ち帰り飲食（テイクアウトや弁当、移動販売等）や配達飲食（仕出し、弁当、配食等）の飲食物の販売・提供などの取引において使用可能となります。
- イ 使用金額が食事券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
- ウ 食事券を現金に換金することはできません。
- エ 使用期間を過ぎた食事券は無効となります。

#### 5. 登録事業者の責務

- (1) 食事券が使用できる店舗・事業所であることが明確になるよう、市が提供する「食事券取扱加盟店用ポスター」を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 特定取引において、食事券の受け取りを拒まないこと。
- (3) 使用者が食事券で利用した者が、食事券の券面額を下回った場合、つり銭は支払わないこと。
- (4) 食事券の転売、譲渡及び換金を行わないこと。
- (5) 食事券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券でないかを確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに浅口市秘書政策課まで報告すること。
- (6) 食事券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に登録事業者名を必ず記入し、既に登録事業者の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
- (7) 受け取った食事券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については登録事業者の責務とする。
- (8) 来客用アルコール消毒液等の設置や、室内の定期的な換気、ドアノブ・スイッチ・手すり等共用で使うものの消毒・清掃、従業員の手洗い・手指の消毒・マスクの着用、従業員の体調管理など感染症予防対策の徹底に努めること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、浅口市と適切な連携体制を構築すること。

## 6. 食事券の換金

### (1) 換金方法

市が指定する金融機関を受取金融機関として登録してください。登録した金融機関で換金手続きを行うと、後日、指定口座に入金されます。

### (2) 換金手続き期間

令和2年8月3日(月)から令和3年1月29日(金)まで

※期間を過ぎた場合の換金手続きには一切応じません。

### (3) その他

ア 換金には、市が指定する金融機関の口座を保有しているか、新たに口座を開設する必要があります。

イ 換金手続きから指定口座への入金まで30日程度要します。あらかじめご了承ください。

ウ 換金手数料はかかりません。

エ 同時に市が実施する「コロナに負けるな！浅口市地域応援商品券」の取扱加盟店の方は、「商品券」と併せて換金をしていただけます。(同一の口座をご指定下さい。)

## 7. 申込について

### (1) 申込方法

この募集要項の内容に同意のうえ、「コロナに負けるな！地域応援食事券登録事業者登録申請書」に必要事項を記入し、次の提出先へ提出してください。

申込書は浅口市ホームページからダウンロードができるほか、浅口市秘書政策課及び浅口商工会でも配布しています。

### (2) 提出先

ア 浅口商工会会員

〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方 2244-8 浅口商工会 宛

イ 浅口商工会に加盟していない事業所

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中 3050

浅口市秘書政策課 宛

### (3) 申込期間

令和2年6月12日(金)から6月30日(火) (消印有効) まで

(上記期間を過ぎても申込は可能ですが、チラシ等掲示物に掲載できません。)

### (4) 申込後の審査等

申請のあった事業所について、市の審査を経て取扱加盟店として承認します。承認した場合は「取扱事業者登録証明書」、「店舗掲示物(取扱加盟店用ポスター等)」、「取扱事業者の手引き」等を7月下旬にお渡しします。(説明会を開催する予定です。)

(5) その他

市内に複数店舗がある場合は、それぞれの店舗ごとに申請してください。

8. その他

- (1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録事業者としての登録を取り消す場合があります。
- (2) 内容について今後変更が生じる場合があります。その際は市ホームページでお知らせします。
- (3) 同時に市が実施する「コロナに負けるな！浅口市地域応援商品券」の取扱加盟店に応募された事業者の方も、登録資格を有していれば、本事業に重複してご応募いただけます。

9. 問合せ先

浅口市秘書政策課

〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中 3050

電 話：0865-44-9013

F A X：0865-44-5771

E-mail：hisyoseisaku@city.asakuchi.okayama.jp